

# 池田市パートナーシップ・ファミリーシップ 宣誓制度

## 制度概要

# 1. 制度創設の目的

○本市は、人権を大切にすまちづくりの推進に関する条例において、あらゆる差別をなくし、明るく住みよい地域社会を築くための諸施策を推進するように努めることを規定しています。

○同条例の理念を踏まえ、市民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様性を認め合い、性的マイノリティにある人々をはじめ、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現をめざし、新たに「池田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を創設します。

### 【用語の定義】

「性的マイノリティ」とは、性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいいます。

「パートナーシップ」とは、一方又は双方が性的マイノリティにある方で互いを人生のパートナーとし、日常生活において、対等な立場で、相互に責任をもって協力すると約した2人の関係をいいます。

「ファミリーシップ」とはパートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の一方又は双方の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、協力し合って、その子を養育すると約した家族の関係をいいます。

## 2. 制度の基本的な考え方

- ①名称…制度の名称を、「池田市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とします。
- ②根拠…人権を大切にするまちづくりの推進に関する条例を本制度の実施根拠とします。
- ③対象…双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常生活において継続的に協力し合うことを約した二者を本制度の対象者とします。
- ④概要…手続の概要は以下のとおりとします。
  - 1) 制度対象である二人が、市へパートナーシップ関係にあることを宣誓し、必要書類等を届出
  - 2) 市は、宣誓と届出がされたことを証明するカード（以下、カード）を発行
  - 3) カードは市民サービス等の一部に活用できる

※当事者に子どもがいる場合、当事者の希望に応じて「当事者の子」としてカード裏面に「子の名前」を記載することができます。その際は子の同席も原則必要とします。

※子どもの意思確認はしっかり行う必要があり、子本人からの希望でも取り下げが可能とします。

※手続は、原則面前にて宣誓書に記入・提出とします。

※婚姻制度とは別のものとして制度を構築します。

### 3. 対象者の要件（詳細）

本制度の対象者は、以下①から⑤までの全ての要件を満たす必要があるものとします。

- ①民法に規定される成年に達していること。
- ②宣誓をしようとする者のいずれか一方が池田市内に住所を有していること。
- ③双方に配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者といかなるパートナーシップの関係がないこと。
- ④「民法に規定される婚姻ができない続柄（近親者等）」でないこと。
- ⑤ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者は、パートナーシップにある者の一方又は双方の子と生計が同一であること。

## 4. 手続きの流れ

- 【1】 宣誓者本人が、原則対面で届出（電話またはメールでの事前予約が必要）。  
※届出内容の虚偽又はカードの改ざん等が判明した場合、当該カードは無効とします。



- 【2】 市は、提出内容に不備がないことを確認の上、カードを発行。  
○個人の性自認及び性的指向を公的に証明するものではありません。  
○希望に応じて、「通称名」や「子の名前」を記載することが可能です。  
○発行が完了しましたらメール等で本人に通知し、後日受け取りとなります。

- 【3】 住所・氏名等の変更があった場合や死亡時は変更等の届出を提出。  
○パートナーシップ関係を解消した場合  
○両者の転出や一方の死亡等により、双方が要件を満たさなくなった場合  
○その他、届出内容に変更があった場合（転居、子の名前の追加等）

## 4. 手続きの流れ②

届出時の添付書類は次の①②③となります（④⑤⑥は必要に応じて）。

※届出日の3か月以内に交付されたものに限ります（②本人確認書類及び⑥その他、市長が適当と認める書類を除く）

①婚姻をしていないこと等を証明する書類

戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）、独身証明書、外国人の場合は在日大使館等の交付する婚姻要件具備証明書（日本語訳付き）等

②該当者の本人確認書類

個人番号カード（表面）、運転免許証、旅券またはこれらに準ずるものとして市長が認める書類

③該当者の住所を確認できる書類

住民票の写し

④通称名の確認書類

社会生活上、日常的に通称を使用していることが確認できる官公署又は勤務先法人等の発行する書類等

※通称名の記載を希望する場合のみ

⑤ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にとっては、パートナーシップにある者の一方の子であることを証明する書類

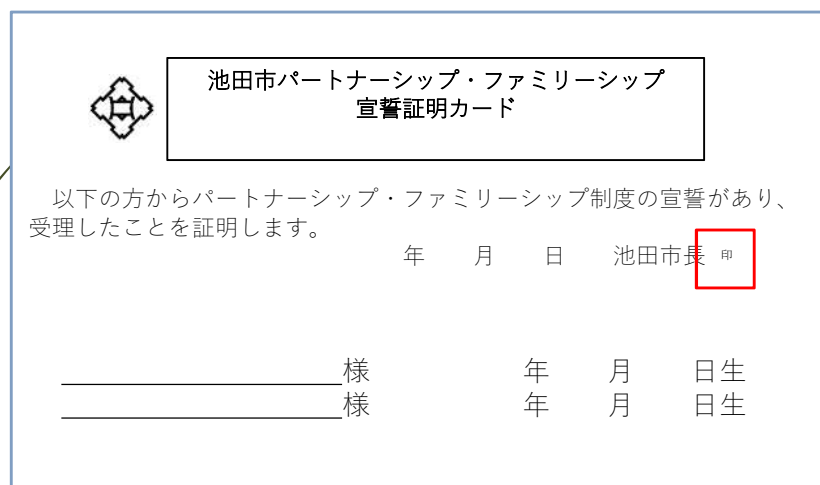
子の戸籍謄本

⑥その他、市長が適当と認めた書類



## 5. 宣誓証明カードのイメージ

表面



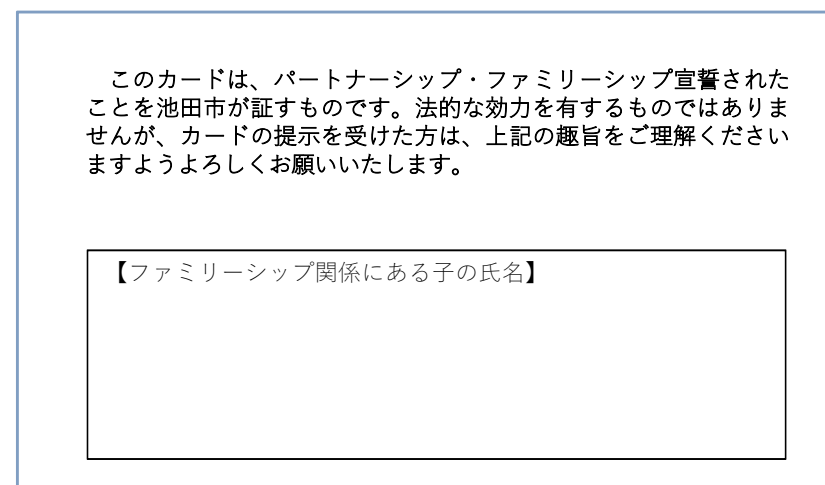
池田市パートナーシップ・ファミリーシップ  
宣誓証明カード

以下の方からパートナーシップ・ファミリーシップ制度の宣誓があり、  
受理したことを証明します。

年 月 日 池田市長 印

\_\_\_\_ 様 年 月 日生  
\_\_\_\_ 様 年 月 日生

裏面



このカードは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓された  
ことを池田市が証すものです。法的な効力を有するものではありませんが、  
カードの提示を受けた方は、上記の趣旨をご理解ください  
ますようよろしくお願いいたします。

【ファミリーシップ関係にある子の氏名】

※パートナーシップのみならば2枚発行。ファミリーシップの場合は2枚+子の人数分  
※上記はイメージであり、実際のものとは異なります

## 6. 宣誓カードの活用

### 【カードの提示により活用可能となる市民向けサービス事業】

#### ①市営住宅の入居申込

パートナーシップ関係にある二人を事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込が可能です。(ただし、他に収入等の入居要件有)

#### ②結婚祝品利用券交付

市内事業者が提供する祝品の利用券を交付する際に、婚姻関係と同様の事情にある者とし、同事業の利用券の交付を受けることが可能です。

※各事業の利用にあたっては、カードを保有していることに加え、各事業の個別要件を満たしていることが必要となります。

### 【大阪府発行の証明書との互換性】

引き続き大阪府発行の証明書は本市で利用できるものとします。